

4. EuSalt 調査

4.1 概要

EuSalt は、塩に係る研究結果の全世界的な情報発信、食用塩に係る CODEX のオブザーブ、EU に対する法整備等のロビー活動などを主な事業活動とする国際的な非営利団体である。EuSalt は、1930 年に創設され、塩の研究を開始した。1957 年に現在の組織の前身となるヨーロッパ塩研究委員会 (ECSS ; the European Committee for the Study of Salt) がパリに設立され、その後ヨーロッパ塩生産者協会 (ESPA ; the European Salt Producers' Association) へと発展した。2004 年に EuSalt に改名し、本部を

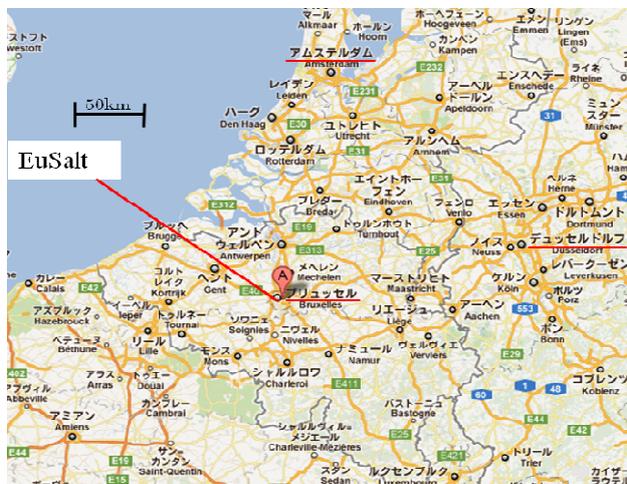


図3 EuSalt の所在地

ブリュッセルにおいて、現在は3名体制で運営されている。EuSalt の加盟団体は、21 の製塩業者である。なお、EuSalt への入会は、①年間塩生産量が5万トン以上、②製造した塩が市場に流通していること、の2点を条件としている。EuSalt は加盟団体に対し、CODEX Standard (表示や添加物等) について通達をしている。また、欧州を中心とした ECTC ニュースレターを配信するとともに、WEB サイトやパンフレットでの情報発信を行っている。その他、Iodine Net (UNICEF, WHO の組織) などの組織に加盟し、積極的な情報交換や情報発信を行っている。また、他組織からの依頼調査も行っている。

組織名 : EuSalt (The European Salt Producers' Association)

住所 : Avenue de l'Yser 4 B-1040 Brussels, Belgium

TEL : +32- (0)2-737-10-90

URL : <http://www.eusalt.com/>

4.2 調査結果

4.2.1 塩に関する法律・政策

欧州複数国に共通して適用される塩の法律は特になく、CODEX Standard に定められている規格・基準のみである (塩の組成や品質、添加物など)。フランス、ベルギー、イタリア、ドイツ、スペイン等は、国内法で独自に基準を定めている。EuSalt では、生産量のコントロールなどの塩業政策による特別な管理は行っておらず、欧州連合競争法に従い、各社が市場に合わせて生産している。塩の価格については、欧州連合競争法に抵触するため、管理することができない。

4.2.2 塩の備蓄

欧州では、食用塩の備蓄制度がなく、備蓄は行っていないが、緊急時には、他国から塩

を自由に輸入できる。このため、これまでに塩が供給不足に陥ったことはない。道路用塩については、地方自治体が責任を持って管理しているため、各自治体において備蓄している場合もある。なお、厳しい寒さが予想される場合、道路用塩については、EuSalt や欧州各国から事前に備蓄を指示することがある。

4.2.3 塩の需給および見通し

2009 年は欧州 33 カ国で 5,340 万トン生産され、その約 80%が工業用、約 15%が道路用、そして約 5%が食用に使用された。塩の需要は、近年増加傾向にある。食用塩の需要は、欧州における人口増加のため確実に増加しており、来年（2011 年）は約 3%の増加が見込まれている。一方、化学工業用の塩の需要は、約 5%の増加が見込まれている。将来展望の詳細については、“Salt: Global Industry Markets and Outlook”に収録されている。

4.2.4 塩に関する統計情報

EuSalt では、塩に関する統計調査を行っていない。欧州連合競争法により、いかなる会社組織も、マーケットを左右するような利益を生み出しかねない情報（塩の価格など）を公表してはならないことになっているためである。塩に関する統計情報は、ロスキル情報サービスが数年間隔で発行する冊子のみである（2011 年 2 月現在の最新版は、“Salt: Global Industry Markets and Outlook”第 13 版（2011）である）。本冊子は、世界各国および地域における塩の需給状況、生産者の情報等が収録されている。

4.2.5 塩の流通

EuSalt では、欧州における塩の流通について管理していない。また、日本の卸売業者に当たる業者は存在しない。製塩企業で製造された塩は、鉄道やトラックで輸送する。欧州における塩の流通方法は、次の 3 通りに分けられる。

- ①製塩企業が大口の顧客に直接納入する（化学工業用や食品会社向け）。
- ②大手の販売店が一括納入し、系列の販売店に納入する。
- ③小規模の販売店が配送業者を利用し納入する。

4.2.6 塩の価格と輸送コスト

欧州では、欧州連合競争法により、価格を取り決めてはならないことになっており、塩の価格は市場の競争原理に委ねられている。離島過疎地、人口の少ない町への輸送はコストがかかるが、塩の値段は配送業者が決めることであり、製塩企業が価格を決めるのではない。これまでに、塩の値崩れが生じたことはあるが、食用塩が不足したことはない。

4.2.7 塩の安全性

塩の食品としての安全性はすべて製塩企業に責任があり、EuSalt としては取組みを行っていない。ただし、問題があった際には報告を義務付けている。また、省庁が抜き打ちで製塩工場を検査することがある。なお、輸入塩については、CODEX Standard に適合しない場合、受け入れない。

4.2.8 環境

EU 内では、京都議定書に従い CO₂ 排出基準を 20%削減することになっており、CO₂ 排出

量に対する環境税が課せられる。環境税の税率は産業分野に応じて変わることとなるが、いくつかの塩製造業者にとって対応することが大変難しい部分がある。そのことを政府側に伝える役割を、EuSalt が負っており、会員である製塩企業について除外項目に当てはまる部分があれば、EuSalt がとりまとめて EU Commission に提出し、除外対象とするように要請している。

4.2.9 その他

(1) 製塩における燃料とそのコスト

欧州では、主にコンプレッサーで圧縮し加熱した蒸気を熱源とする方法（蒸気圧縮法）により塩を製造している。製塩に使用する燃料は、天然ガス、石炭、バイオ燃料を使用し、電気は買電により賄う。

製塩における燃料費のコスト比率等データは、欧州連合競争法により、マーケットを左右するような利益を生み出しかねない情報であり、調査することができないため、不明である。各国でエネルギー税が問題となっている。また、燃料費が増加し、電気量も増加しているため、現在、EuSalt としてどのような対策がとれるかを検討中である。

(2) 塩に関する研究機関

塩に関する研究は、各製塩企業単位で行っており、政府から認可を受けている。

(3) 表示

塩は、法律で食品として定義されているため、消費期限が 2 年と定められており、これに例外はない。なお、市場調査において、購入した塩商品の中には、消費期限の表示されていない塩が散見された。

(4) 副産塩

副産塩については、関知していない。（同協会 HP によると、工業的に生成した塩（塩化ナトリウム）は、道路用等の事業に使用されている。）

<http://www.eusalt.com/pages/about-salt/production.html>